

入札公告

制限付一般競争入札を執行するので、五泉市契約事務規則（平成18年五泉市規則第49号）第17条及び第18条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月2日

五泉市長 田邊正幸

1 概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 委託業務名 | 五泉市 AI-OCR・RPA 運用支援業務 |
| (2) 委託業務の概要 | 仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約の日から令和7年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 五泉市企画政策課 |
| (5) 予定価格 | 非公表 |
| (6) 最低制限価格 | 設定なし |
| (7) 入札の方法 | 入札前に入札参加申請者の入札参加資格要件を審査する事前審査型入札による方法とする。 |

2 入札参加資格

入札参加者は、入札参加申請書提出時点において、次に掲げる要件をすべて満たしている単体企業であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日から開札日までの間において、新潟県又は五泉市から指名停止を受けた者（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定による暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の規定による暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められる者。

ウ 暴力団員と密接な関係を有していると認められる者。

(6) 五泉市の入札参加資格者名簿（役務）に登載されている者であること。

3 入札参加手続等

この入札に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出し、2に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。なお、期限までに書類を提出しない者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 入札参加申請書等の提出期限

令和6年5月14日（火）午後5時まで

(2) 提出書類

入札参加申請書（様式は五泉市ホームページよりダウンロードすること。）

(3) 入札参加申請書の提出方法

持参又は郵送とする。（郵送の場合は提出期限必着とする。）

郵送方法の場合は、一般書留郵便・簡易書留郵便のいずれかによる。

提出先 〒959-1692 新潟県五泉市太田 1094 番地 1

五泉市役所 企画政策課 情報政策係

(4) 入札参加資格の結果通知

参加資格を有しないと決定した者へ、令和6年5月15日（水）までに通知する。

4 質問

(1) 受付期限

令和6年5月10日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

所定の質問書に質問内容を記入の上、企画政策課情報政策係へ持参、電子メールまたは FAX にて提出する。（質問書の様式は五泉市ホームページよりダウンロードすること。）なお、電子メールまたは FAX にて質問書を提出した場合は、電話で企画政策課情報政策係にその旨を連絡すること。

(3) 提出先

五泉市役所 企画政策課 情報政策係

メールアドレス：jouhou@city.gosen.lg.jp

FAX 番号：0250-42-5151

(4) 質問の回答

令和6年5月13日（月）までに五泉市ホームページ上で回答する。

5 入札方法

(1) 入札の日時及び場所

令和6年5月16日(木)午後2時30分 五泉市役所 401会議室(4階)

(2) 開札

入札終了後直ちに上記5(1)の場所で行う。

(3) 入札方法

持参又は郵便入札とする。(入札書の様式は五泉市ホームページからダウンロードすること。)

① 持参の場合は、上記5(1)の日時及び場所に入札書を提出する。

② 郵便入札の場合は、次の提出先及び郵送方法にて入札書を

令和6年5月15日(水)午後5時必着で提出する。

ア 提出先 〒959-1692 新潟県五泉市太田 1094 番地 1

五泉市役所 企画政策課 情報政策係

イ 郵送方法

- ・ 一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。
- ・ 封筒は入札書封入後に確実にのり付けし、二重封筒で郵送すること。

(4) 入札における留意点

① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

② 初回の入札で落札者がいないときは、再度入札するものとし、その回数は1回とする。再入札書の入札書には「再入札書」と記載すること。なお、郵便入札の場合は再入札には参加できない。

③ 入札参加申請を行った者が入札を辞退しようとするときは、入札日時までに入札辞退届を持参又は郵送で提出すること。

④ 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出すること。(委任状の様式は五泉市ホームページからダウンロードすること。)

6 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を令和6年5月15日(水)正午までに納入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は入札保証金を免除とする。

① 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

② 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模が同程度の契約を数回以上にわたって締結し、かつ誠実に履行した実績を有するとき。

上の①に該当する場合は、令和6年5月15日（水）正午までに入札保証保険証券を企画政策課情報政策係に提出すること。

上の②に該当する場合は、履行実績を証する書類（契約書、仕様書等）の写しを入札参加申請書提出時に提出すること。

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者が決定した時は、直ちに口頭で発表する。また、郵便入札により入札した者が落札者となった場合には、落札者に対し電話で通知する。
- (3) 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。ただし、郵便入札により入札した者が開札に出席していない場合は、当該入札事務に関係のない当市職員がこれに代わってくじを引くものとする。

8 無効入札

- (1) 入札参加資格のない者又は委任状の提出のない代理人の行った入札
- (2) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (3) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印がない入札
- (5) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者の行った入札
- (6) 同一事項の入札について他の入札者の代理人を兼ねた者の行った入札
- (7) 同一事項の入札について代理人が2人以上の代理をして行った入札
- (8) 所定の額の入札保証金を納入しない者が行った入札
- (9) 入札に関し不正の行為をした者の行った入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約方法

- (1) 落札者は、落札決定後速やかに契約を締結すること。
- (2) 契約書は五泉市所定の契約書（案）を使用する。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（1円未満は切り捨て）とする。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金（現金または有価証券等）を納付すること。契約保証金の納付は金融機関及び保証事業会社の保証をもって代えることができる。ただし、五泉市契約事務規則（平成18年規則第49号）第7条第4項各号のいずれかに該当す

るときは、これを免除する。

1 1 支払条件

- (1) 前金払 なし
- (2) 部分払 なし

1 2 その他

本入札は公告記載事項の外、五泉市契約事務規則に基づき実施する。本公告に関する問合せ先は下記のとおりとする。

五泉市太田 1094 番地 1 五泉市役所 企画政策課 情報政策係

電話 0250-43-3911 FAX 0250-42-5151 E-mail jouhou@city.gosen.lg.jp